

## パートA

# 序 文

### ガイド

**01.01** 本書は、商標の国際登録に関するマドリッド協定（以下、“マドリッド協定”又は“協定”（1891年に合意し、1892年に発効した。）という。）と、マドリッド協定に関する議定書（以下、“マドリッド議定書”又は“議定書”（1989年に採択され、1995年12月1日に有効になり、1996年4月1日から運用された。）という。）の双方のためのガイドである。両条約は、スペインのマドリッドで開かれた外交会議で採択された。これらを便宜上合わせて“マドリッド・システム”と呼ぶ。

**01.02** 本ガイドは4つのパートに分かれている。パートAでは、マドリッド・システムの概論を簡潔に紹介している。そこでは国（又は商標登録のための独自のシステムを維持する政府間機関）がどのようにマドリッド同盟へ加盟できるのかを説明している。パートBは、手続について述べ、3つの章に分かれている。第1章では官庁、出願人、名義人に共通の手続について述べた。第2章では出願人又は名義人の立場からマドリッド・システムの手続について述べた。第3章では官庁の立場から（本国官庁、他の関係官庁、指定締約国の官庁のいずれにかかわらず）同様の事柄について述べた。パートCでは、各締約国等のための特殊な手続、他の要件、手数料、その他について国際事務局が入手できる情報を述べてある。これらは、締約国の官庁を通して国際出願を希望している出願人にとって、又はその締約国に国際登録の拡張を希望している名義人にとっても有用である。最後にパートDには、協定及び議定書の全条文並びにマドリッド協定及びマドリッド議定書に基づく共通規則（以下、“共通規則”又は“規則”という。）の全文を記載している。またパートDには、その他の有用な情報、例えば、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定で確立された商品とサービスの分類リスト、及び標章の図形要素の国際分類に関するウィーン協定で確立された標章の図形要素の種類と分類の表といった情報も紹介している。また、国際事務局により確立された様式（公式及び非公式でも）や更にその他の種々雑多な情報も含んでいる。

**01.03** ガイドの特別パラグラフに関連した協定・議定書の条文及びこれらの規則を欄外に可能な限り引用している。これらの規則を説明するに当たっては、極力正確を期すことを旨とし、パートDにはこれらの規則の原文を正確に記してあり、極めて有効であろう。

**01.04** 欄外に引用された、協定、議定書又は規則の規定は、以下のような意味をもつ。：

- “Axx条”とは協定の条文をいう。
- “Pxx条”とは議定書の条文をいう。
- “xx条”とは協定と議定書両方の条文をいう。
- “規則xx”とは共通規則をいう。

**01.05** 本ガイドに掲げたパラグラフについては、他のパラグラフと関連

させ、関連性を次のように表記した。：

- “パラグラフ xx.xx 参照”、とは引用のパラグラフが同じパート及び同じ章に属する場合である（例えば“パラグラフ 01.05 参照”）
- “パラグラフ X.xx.xx 参照”、とは引用のパラグラフが同じパートであるが他の章に属する場合である。（例えば“パラグラフ .01.05 参照”）
- “パラグラフ X.xx.xx 参照”、とは引用のパラグラフが異なるパートに属する場合である。（例えば“パラグラフ A.01.05 参照”）
- “パラグラフ X.X.xx.xx 参照”、とは引用のパラグラフが異なるパートや章に属する場合である。（例えば“パラグラフ B. .01.05 参照”）

**01.06** このガイドの“mark（標章）”という用語の使用については、協定、議定書及び規則での実施に準拠する。これは（商品に付与する）商標又はサービスマークと同一であると解釈するものとする。

**01.07** ガイドの補充ページは随時発行する。読者には、ガイドの補充ページは最新のものであることをご確認されたい。それらは、更新された印刷物の各セットと一緒に送られる追加ページの一覧表を調べることにより確認できる。予約購読者は、購読契約期間中に刊行された新しいページはすべて自動的に受け取ることになっている。刊行物 No.455(E)についてのお問い合わせは、WIPO 国際事務局、下記宛てお寄せ戴きたい。

World Intellectual Property Organization ( WIPO )  
Publications Sales and Distribution Section  
34, Chemindes · Colombettes  
1211 Geneva 20, Switzerland

TEL : ( + 41 22)338 91 11

FAX : ( + 41 22)740 18 12

**01.08** 本ガイドは、マドリッド協定のみに関するガイド及び 1996 年 4 月 1 日以前に実施されていたマドリッド協定の規則を反映したガイドである、標章の国際登録に関するガイド(刊行物 No.430)を改訂したものである。

## マドリッド・システム：基本的特長

### マドリッド協定及びマドリッド議定書

**02.01** 標章の国際登録に関するマドリッドシステムは 2 つの条約から成り立っている。標章の国際登録に関するマドリッド協定は 1891 年から、マドリッド協定に関する議定書は 1996 年 4 月 1 日から運営が開始されている。このマドリッドシステムは、スイスのジュネーブにある世界知的所有権機関 ( WIPO ) によって管理されている。

**02.02** 協定及び議定書の締約国のリストは、パート C にある。ともに締約国は、工業所有権の保護に関するパリ条約第 19 条に基づく特別取極であるマドリッド同盟を形成する（同盟の構成国の更に詳細な情報、及び「締約国」の意味については 03.01 から 04 までを参照。）

**02.03** マドリッド同盟のすべてのメンバー国は総会のメンバーである。マドリッドシステムの総会の最重要項目は、同盟の企画や予算に関することの採択、マドリッドシステムの利用に関する手数料の設定を含む実施規則の改正や採択である。

## マドリッドシステムを利用できる者

**02.04** 標章の国際登録に関するマドリッドシステムは、マドリッド協定又は議定書の締約国に現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有しているか、住所を有しているか、その国民であるか、又は、議定書に規定されている政府間機関の領域内にそのような営業所若しくは住所を有しているか、又は、そのような機関の締約国の国民である、自然人若しくは法人のみが利用することができる。

**02.05** 上記自然人及び法人に関する条件を1つか又はそれ以上満たした締約国の官庁を“本国官庁”と呼ぶ。標章は、本国官庁で既に登録されている場合（国際出願が議定書のみ支配されているときには、出願されている場合）に、国際登録の対象とすることができる。

**02.06** 国際登録のための出願は、保護を求める1つかそれ以上の締約国を指定しなければならない（本国官庁以外の締約国）。さらに、締約国を事後に指定することができる。締約国は、その締約国とその国の官庁が本国官庁である締約国とが共に同じ条約（協定又は議定書）に加盟している場合のみ、指定されることができる。マドリッドシステムの国際登録は、マドリッド同盟のメンバーである締約国と営業所、住所又は国民などの必要な関連がない自然人又は法人は使用することが出来ない。また、マドリッド同盟の外においての商標の保護のためには、用いられない。

## マドリッドシステムの概要

**02.07** 国際登録のための出願は本国官庁を通じて国際事務局に提出されなければならない。国際出願が適切な要件を満たしている場合には、標章は国際登録簿に記録され、WIPO国際標章公報により公表される。

**02.08** 国際事務局は保護が求められた各締約国に（国際出願のときであろうと事後の場合であろうと）通報をする。各指定締約国は、協定又は議定書に明記された期間内に、保護を拒絶する権利を有する。その拒絶が適切な期間内に国際事務局に通報されない場合は、その各指定締約国における標章の保護は、その締約国の官庁によって登録されたものと同じである。締約国が拒絶の通報をするタイムリミットは一般には12ヶ月である。しかし、議定書のもとでは締約国はこの期間を18ヶ月と宣言することができる（拒絶が異議を基礎とした場合にはさらに長い期間）。

**02.09** 国際登録の日から5年の間は、国際登録は、標章がその商標が本国官庁に登録又は出願された標章へ従属関係が残っている。もし、本国官庁又は裁判所の決定による取消、又は本人の自発的取消又は更新しないことにより基礎登録が国際登録から5年以内に消滅した場合、消滅した範囲において、国際登録は後保護されない。同様に、国際登録が本国官庁の出願を基礎としており、もしその出願が5年の間に拒絶又は取り下げがなされた場

合、又は、この期間内にその基礎出願の結果の登録が効力を失った場合、その範囲において、国際登録は取り消される。この5年の期間の満了後は、国際登録は基礎登録又は基礎出願から独立したものとなる。

**02.10** 国際登録は、所定の費用の支払いにより10年ごとに更新の対象となる。

## マドリッドシステムの利点

**02.11** 国際登録は標章の名義人にとっていくつかの利点がある。締約国の本国官庁に、標章を登録した後又は登録のための出願をした後ならば、出願人は一つの言語で一つの官庁へ一つの出願をし、手数料を支払いさえすれば良く、異なった言語で、様々な締約国の商標に関する官庁へ別々に出願をし、それぞれの官庁へ別々に手数料を支払う必要はない。商標登録の更新又は変更の場合も同様の利点がある。

**02.12** 国際登録はまた官庁にとっても利点がある。例えば、官庁は、方式審査、商品又は役務の分類、標章を公告するなどの必要がない。また、国際事務局へ収めた手数料の一部は、保護が求められる締約国へ支払われる。さらに、国際登録サービスが2年毎にその収支を締め切る場合、収益は締約国等間で分配する。

**02.13** 1998年末には、345,827件を超える国際登録が有効に存在した。その1年間に20,020件の新しい国際登録の効力が発生し、236,236の指定を含んでおり、各登録毎の指定は平均11.8カ国を保護した。さらに、事後の指定は23,932件の国際登録に関するものが記録されている。言い換えると、1998年に効力のある指定は、260,000以上の国内出願と同等といえる。

## 協定と議定書の比較

**02.14** マドリッド議定書は、特定の国にとってマドリッド協定を支持することを妨げている問題点を取り除くことを目的として、標章の国際登録のシステムのための新しい特徴を導入するために1989年に採択された。マドリッド協定と比べて、議定書は主に以下の新制度を導入している。

- 出願人は国際登録のための出願に、本国官庁における出願を基礎とすることができる。協定のもとでは、国際出願は本国官庁での登録を基礎としなければならない。

- 出願人が保護を求める各締約国は、その領域において標章の保護を登録することはできないと宣言するための期間として(1年の代わりに)18ヶ月を、異議申し立ての場合はさらに長い期間を、選択することができる。

- 各締約国の官庁は、マドリッド協定に基づく場合よりも高額の手数料を受領することができる。

- 例えば国際登録日から5年以内に基礎出願が拒絶され又は基礎登録が無効になったことにより、本国官庁の要求により取り消された国際登録は、国際登録日から、又は適用のある場合は優先日から(マドリッド協定にはこの可能性はなかった)の利益を受ける国内の(又は地域の)出願へ変更することができる。

**02.15** さらに、議定書は欧州共同体の商標システムとのリンク付けを可

能にしている。欧州共同体が議定書に加盟すれば、欧州共同体商標庁(OHIM)への出願、又は登録を基礎とした議定書に基づく国際登録のための出願が可能であり、また、議定書に基づいて国際出願又は事後の指定において欧州共同体を指定することにより欧州共同体での登録の効果を得ることも可能である。

## 保護条項

- 02.16** マドリッド協定とマドリッド議定書は、別々に独立しているが、相似する国際条約であり、加盟国が重複している。マドリッド協定のすべての締約国が議定書に加盟しているわけではなく、マドリッド同盟の加盟国は3つのグループに分かれる。：マドリッド協定のみ加盟している国、議定書のみ加盟している国及び機関、マドリッド協定及び議定書両方に加盟している国である。
- P9 条の6(1) **02.17** 協定と議定書の両方に加盟している国を拘束する条約はどちらかという問題がある。これは、“保護条項”として知られる議定書第9条の6に規定されている。すなわち、ある特定の国際出願又は登録に関して本国官庁が協定及び議定書の両方の加盟国の官庁であれば、当該国際出願又は登録は、協定及び議定書の両方の加盟国となっている他のいかなる国に関しても協定のみ支配されるということである。言い換えれば、両条約に加盟する国の出願人又は名義人が行った国際出願又は事後の指定における指定は、議定書のみ拘束されている締約国等に関しては議定書に支配され、協定に拘束されている国に関してはその国が議定書にも拘束されているか否かに拘わらず、協定に支配される。
- P9 条の6(2) **02.18** マドリッド同盟の総会は、マドリッド協定に加盟する締約国の大部分が議定書に加盟するようになった時点から5年の期間が終了後、保護条項の範囲を廃止又は制限する。ただし2005年12月1日以降とする。

## 協定又は議定書への加盟

- A14 条(2)、  
P14 条(1)(a) **03.01** 工業所有権の保護のためのパリ条約の加盟国はすべて、協定又は議定書又は両方への加盟国となることができる。
- P14 条(2)、  
A14 条(2)(a)、  
P14 条(1)(b)、 **03.02** 議定書へ署名した国は(1989年末まで署名を受け付けた)批准書、受諾書、承認書(以下、“批准書”という。)を寄託することにより加盟国となることができる。また、ある国は、加入書を寄託することによって協定又は議定書の加盟国となることができる。
- 03.03** 政府間機関は、加入書を寄託することにより議定書(協定ではない)の加盟国になることができるが、以下の条件を満たすよう規定されている。：  
- 機関の加盟国の少なくとも1国は、パリ条約の加盟国である。そして、  
- その機関には領域内で効果を有する標章を登録するための地域官庁がある。(このような官庁は、議定書の9条の4に基づく通報の対象ではないと規

定されている。パラグラフ 04.02 から 04 までをご参照。)

規則 1 (iii)

**03.04** “締約国等” という用語には、すべての協定に加盟している国、又はすべての議定書に加盟している国又は政府間機関を含む。

14 条(3)、  
A17 条(5)、  
P16 条(5)、  
14 条(4)(b)

**03.05** 批准書又は加入書は WIPO の事務局長へ寄託しなければならない。事務局長は、条約（協定又は議定書）への批准書又は加入書の寄託すべて、及びこれらの文書に含まれる宣言書をすべての締約国に通報する。かかる締約国等に関して、協定又は議定書は、事務局長が批准又は加入書を通報した 3 ヶ月後に発行する。（協定の場合）加入書に後者の日付が表示されている場合はこの限りではない。

### 締約国等による宣言及び通報

**04.01** 協定・議定書及び規則には、締約国等が国際登録システムの運用について所定の宣言及び通報ができるように規定している。

### 数か国に共通の官庁

9 条の 4

**04.02** すべての国が協定に加盟している国又はすべて議定書に加盟している国のそれぞれが標章に関して同一の法律を制定することに合意している場合、標章の登録のための共通官庁は、各々の国内官庁を代理するものであることを事務局長に通報するものとし、各領域全体を協定又は議定書のための単一国としてみなすべきであると通報することができる。このような通報は、事務局長が他の締約国等に通達した 6 ヶ月後（協定の場合）、又は 3 ヶ月後（議定書の場合）に効力を有する。

**04.03** このような通報が行われると、かかる官庁は政府間機関の官庁（パラグラフ 03.03 参照）であるとは見なされない。政府間機関とは条約（協定又は議定書）に加盟する団体であり、共通官庁又は設立されているいかなる組織ともみなされない。

**04.04** このような通報が行われた唯一の例にベネルクス商標庁があるが、そこではベルギー・オランダ・ルクセンブルグで有効な標章の登録を行っており、協定及び議定書に基づく共通官庁として設立されている。

### 領域的效果

A3 条の 2

**04.05** どのような国も、協定に加入した時又はその後も随時、国際登録から生じた保護は、明白な名義人の請求がある場合のみ当該国に拡張される旨を事務局長に通報することができる。事実、現在すべての協定の加盟国は

このような通報を行っている。このように国際登録は、その国際出願又は事後の指定において明白に指定されたそのような国においてのみ効果がある。

P3 条の2

**04.06** 議定書に基づくこのような通報の規定はない。議定書に基づく国際登録の保護は、明白に指定された締約国等においてのみ拡張する。

### 現存の標章に関する制限

#### 協定による場合

A14 条(2)(f)

**04.07** ある国は、協定に加入した時に、協定出願は当該加入が発効する日から効果を有する国際登録のみに制限されるべきであることを宣言することもできる。しかしこの制限は、標章がすでに国際登録の対象であり、加入の時点で既に当該国において先に登録されたものと同一である場合には、適用されない。よって、ある国がこの宣言を行うと、協定に拘束され始めた日より前に効果を有する国際登録は、当該日より前にその標章が既に当該国において登録されている場合にのみ、当該国の事後の指定の対象になり得る。このような場合以外では、当該国を指定した国際登録のための新しい出願を提出することのみにより、マドリッド協定を通して保護を受けることができる。

#### 議定書による場合

P14 条(5)

**04.08** 国又は政府間機関はすべて、議定書に批准又は加入した時に、当該国又は組織に関して議定書が有効になる時点以前に、議定書に基づいて効果を有する国際登録は当該国へ拡張することはできないと宣言することができる。このような宣言は、批准又は加入の後に行うことはできない。

### 拒絶通報の期間延長

P5 条(2)(b)、

P5 条(2)(c)

**04.09** すべての議定書の締約国等は、議定書に基づいて指定された国際登録に関して、当該官庁が保護の拒絶を通報する期間を 12 ヶ月ではなく 18 ヶ月とすることを宣言することができる。またこのような宣言では、所定の条件に基づき、異議申し立ての結果生じた保護の拒絶通報はこの 18 ヶ月の期間の終了後になると明示することができる。

P5 条(2)(d)

**04.10** このような宣言は、批准書や加入書の中で行うことができる。またその後も行うことができる。この場合は WIPO の事務局長がこの文書を受領した 3 ヶ月後に発効になる。

### 個別手数料

P8 条(7)(a)

**04.11** 議定書の締約国等はすべて、議定書に基づく各国際登録に関して（国際出願又は事後の指定にかかわらず）及び登録の更新に関して、いわゆる“個別手数料”を受け取る旨を宣言することができる。このような手数料の総額は、当該締約国等が決定し、宣言において表明するものとし、その後

の宣言によって変更することができる。この総額は、国際手続の結果生じた差額を清算した後、締約国等の官庁が 10 年間この標章を登録するために受領する手数料より、又は 10 年間のこのような登録の更新のために受領する手数料より高額になってはならない。このような差額は、例えば国際手続により、締約国等の官庁が、方式審査、商品又はサービスの分類及び国際登録の商標の公告などの簡略化による節約により生ずるものと予想される。

P8 条(7)(b)

**04.12** 宣言は批准書又は加入書の中で行うことができる。またその後も行うことができる。このような場合は事務局長が受領した 3 ヶ月後に、又は宣言で指示した日付の後に発効になる。このような場合、個別手数料は、宣言の効力発生日と同じ日又はその日より後の国際登録に関してのみ課されることになる。

P8 条(7)(a)

**04.13** 締約国等はこのような宣言を行わなかった場合、追加・付加手数料により生じた収入の一部を受領する。(パラグラフ B. 41.01 と 02.参照) 個別手数料を受け取りたいと宣言すれば、締約国等はこのような一部受領に同意することとなる。

**04.14** 個別手数料は議定書に基づいて効力を有する指定に関してのみ請求することができる。指定が協定に基づいている場合、(すなわち、本国及び指定国の双方が議定書に加盟しているか否かに拘わらず、協定に加盟している場合である。) 支払われるべき手数料は付加手数料であり(及び、該当する場合は追加手数料)、個別手数料ではない。

### 事後の指定の申請

規則 7(1)

**04.15** すべての議定書の締約国等の官庁が国際登録のための本国官庁であり、且つ、名義人の住所が領域内にある場合、議定書に基づく事後の指定を本国官庁を通して国際事務局へ提出するように要求することを事務局長へ通報することができる。このような通報を行わない場合、名義人は、議定書に基づく事後の指定を直接国際事務局へ提出することができる。しかしこの通報を行う場合も行わない場合も、協定に基づく事後の指定は、常に官庁を通して提出しなければならない。

規則 7(3)(a)、

規則 7(3)(b)

**04.16** このような通報は批准書又は加入書の中で行うことができる。この場合も事後に行うこともできる。この場合事務局長が通報を受領した 3 ヶ月後に、又は通報で指定した日付の後に効力が発生する。通報は随時取り下げることができる。取り下げは、取り下げの通報を受け取ることにより、又は通報で表明した日の後に効力を有する。

### 使用意思の宣言書

規則 7(2)

**04.17** 議定書に基づいて指定されている場合はいつでも、締約国等が標章の使用意思の宣言書を要求する場合、事務局長にその事実を通報しなければならない。締約国等が出願人自身の署名した宣言書を要求する場合(つまり、代理人の署名では足りない場合) 又は公式様式とは別に国際出願に添付して宣言を申請する場合、通報にはその旨の陳述をし、要求する宣言の具体的な文言を明示するものとする。締約国等が英文の宣言書を要求する場合(国

際出願がフランス語である場合も)、又はフランス語で要求する場合(国際出願が英語である場合も) 通報に要求する言語を明記するものとする。

**04.18** パラグラフ 04.16 に述べているように、このような通報を行い又は取り下げることができる。

### **手数料の徴収と転送**

規則 34(1)、

規則 35(1)

**04.19** 国際登録に関して支払う手数料は、出願人又は名義人が直接国際事務局へ支払うことができる。しかし締約国等の官庁は、出願人又は名義人に当該官庁を通して手数料を支払うことを認めることができる。官庁は手数料を徴収し国際事務局へ転送することに同意した場合は、事務局長へその旨を通報するものとする。国際事務局へ支払う手数料は、本国官庁が実際には手数料を他の通貨で徴収した場合でも、すべてスイス通貨とする。

### **特定の承継国家での効力の継続**

規則 39

**04.20** 独立前にはその領域が協定の加盟国(“独立前の旧国”)の領域の一部であった国(“承継国”)はすべて、協定における出願を継続する旨の宣言書を事務局長へ寄託することができる。このような宣言書を寄託すれば、承継国が通報する日以前に承継国において効果を有していた国際登録の名義人は、承継国における国際登録の保護の継続を要求することができる。(パラグラフ B. .87.01 から 05 も参照)

### **通報と宣言の公表**

規則 32(2)

**04.21** パラグラフ 04.09、04.11、04.15、04.17 又は 04.19 で言及した通報又は宣言はすべて、国際事務局が発行する定期刊行の公報で公表する。また、このような通報及び宣言については本ガイドのパートCで紹介する。

[パートBへ続く]

